国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則を次のとおり改正する。

現行			改正			
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
番号		職等		番号	教育研究組織	職等
1		教授(国際的に優れた研究業績を有する研究者 で、本学が特に必要と認める者に限る。)		1 1	グローバルイノベーション研 究機構	スーパー教授及びキャリアチャレン ジ教授
				2	国立大学法人東京農工大学組 織運営規則第4条第2項、第 5条第1項並びに第6条第1 項及び第3項に定める組織及 び施設	エグゼクティブ・プロフェッサー

附 則(細則第11号)

この細則は、平成26年11月1日から施行する。